

事 務 連 絡

平成30年4月18日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

平成30年度の地方税関係情報の取扱い等に係る留意事項について

日頃より、予防接種行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、総務省より、「平成30年7月のデータ標準レイアウトの改版に伴う地方税関係情報の照会における留意事項について（周知依頼）」（平成30年3月9日付事務連絡）（別添）（以下、「総務省事務連絡」という。）が発出され、平成30年度の地方税関係情報の副本登録の取扱いや新たにデータ項目として追加される地方税関係情報の取扱い等に係る留意事項について示されたところです。

併せて、地方税関係情報については、各福祉制度事務手続において情報照会を行うことが多いことから関係制度所管部局を通じ、それぞれの所管制度の実務を行う地方公共団体等に対し、当該留意事項について、周知するよう依頼がありました。

そのため、地方税関係情報の取扱いについて、特にご留意・ご対応いただきたい点を下記にとりまとめましたので、各都道府県におかれましては、別添の総務省事務連絡の内容と併せてご確認・ご理解いただいた上で、地方税関係情報の情報照会が適切に行えるよう、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）へ周知していただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、内閣官房番号制度推進室及び総務省自治税務局市町村税課と調整済みであることを申し添えます。

記

1 平成30年度の地方税関係情報の提供可能時期と対応について

平成30年度の地方税関係情報の副本の登録に当たっては、総務省事務連絡のとおり、情報提供ネットワークシステムに係るデータ標準レイアウトの平成30年7月改版の際に、改版後の新たなデータ標準レイアウト（以下「新レイアウト」という。）により副本の登録を行うこととしており、改版前のデータ標準レイアウトでの登録は行わないこととしております。

このことにより、情報提供ネットワークシステムを使用して平成30年度の地方税関係情報が提供可能となるのは、新レイアウトの使用が開始される平成30年7月2日以降になりますので、平成30年度の地方税関係情報を必要とする事務については、

できる限り同日以降に事務処理を行うようお願いいたします。

ただし、以下の事務手続については、新規に申請等が行われた場合など7月2日より前に平成30年度の地方税関係情報が事務処理において必要な場合には、市町村への文書による照会によるなど、可能な限り、申請者の負担が少ない柔軟な方法により、平成30年度の地方税関係情報を取得し、事務処理を行っていただきますようお願いいたします。

管理番号※	事務手続名
10-10	健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更【本人同意要】
10-15	実費の徴収【本人同意要】

※管理番号は平成29年7月向けデータ標準レイアウトのものである。

2 指定都市における個人住民税所得割の標準税率の改正に伴うデータ項目の追加

平成30年度から、県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者について、個人住民税所得割の標準税率が道府県民税2%、市民税8%（改正前は道府県民税4%、市民税6%）となります。これにより、指定都市と他の市区町村で適用される税率が異なることとなりますが、市町村民税所得割額等を給付要件や利用者負担の決定等の基準として利用している福祉・教育制度等において、税源移譲前の税率を用いて算出した市民税所得割額等を利用できるようにするため、「市町村民税_所得割額【税源移譲前】」「市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】」「市町村民税_寄附金税額控除額【税源移譲前】」のデータ項目が追加されます。

よって、地方税関係情報の照会にあたっては、給付額等の決定の際に基準とする所得割額等に留意の上、提供される情報を使用してください。

3 住民登録外課税者に係るデータ項目の追加

平成30年度の地方税関係情報から、「住民登録外課税の有無」「住民登録外課税者の課税地市区町村コード」のデータ項目が追加され、住民登録外課税された者の住民登録地の市区町村において、当該データが登録されます。これにより、当該者に係る情報照会については、住民登録地の市区町村に照会し、住民登録外課税地を特定した上で、当該課税を行った市区町村（課税団体）に再度照会を行うことにより、地方税関係情報を取得することとなります。

ただし、平成29年度の住民登録外課税者に係る副本登録の取扱いについては、住民登録外課税された者の住民登録地の市区町村において、当該者の副本は登録されないため、平成29年度に住民登録外課税された者に係る地方税関係情報の照会については、「情報提供ネットワークシステムを介した住民登録外課税者に係る地方税情報の照会に対する回答方法について」（平成28年11月28日付け総務市第90号総務省自治税務局市町村税課長通知）に基づく平成29年度の対応を継続してください。